



エコアクション21

認証・登録番号 0006956

Environmental Activity Report
環境活動レポート
～環境への恩返し～

期間:平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月

廣 間 組 有 限 会 社
発行:平成 24 年 9 月 1 日



～ 目 次 ～

■ ご挨拶	Pa.2
■ 取組の対象組織・活動	Pa.3
■ 環境方針	Pa.4
■ 環境経営システム実施体制図	Pa.5
■ 環境目標〈中長期目標〉	Pa.6
■ 環境目標とその実績 〈平成23年9月～平成24年8月〉	Pa.7
■ 環境活動計画の内容・取組み結果の評価 〈平成23年9月～平成24年8月〉	Pa.8
■ 環境活動の紹介とご案内	Pa.9～11
■ 環境関連法規制等の取りまとめ表	Pa.12～13
■ 代表者による全体評価と見直しの結果	Pa.14



ご挨拶

弊社廣間組は、徳島県南部を流れる那賀川の上流に位置した那賀町内の木頭(旧木頭村)に所在しております。ここ木頭は、徳島と高知の県境でもあり四季折々の自然環境に恵まれたとても美しい所で、全国に誇る歴史と様々な伝統があります。古くは木材の搬出手段として盛んに行われていた伝統技能『木頭杉一本乗り』、類い希な寒暖差が育む良質な『木頭柚』、イニシエのオリモノ『太布』、独創的な祭囃子と灯籠が非日常的な世界へと誘う『木頭おどり』…等等、面積は小さくとも大きな魅力に溢れる木頭は、幼少の頃より過ごした我々の故郷として唯一無二の存在、宝物と言える場所なのです。



木頭へお来しの際は、未だ見ぬ文化や伝統に是非触れて頂き、心ゆくまで木頭を味わって下さい…。

そして弊社は、ここ木頭にて創業より公共土木工事に携わり、林道開設や予防治山、国道整備や災害復旧など、地域のライフラインを担う大変重要な仕事をさせて頂いております。また、本年におきましては、創立55年目を無事迎える事ができましたが、それも一重に日頃のお客様、地域の皆様、関係者の皆様、そして弊社を築き上げた先人の皆様のお陰であると、従業員一同感謝の気持ちでいっぱいでございます。

然しながら、昨今の金融不安然り先の見えぬ不景気の真っ直中、教育問題、雇用問題、外交問題、少子高齢化、温暖化・地球環境問題など、地域社会を取り巻く状況はまさに差し迫った局面を迎えており、多方予断を許さぬ状況下にあります。また、我々建設業に携わる者としては、その影響力そして地域性の面からしても『環境問題』というのは最重要課題であると同時に、最も自己責任の強い問題でもあると認識しております。

そのような中におきましても、我々は地域社会に対しこれからも事業を存続・発展させ、法的・人道的な責任を果たしながら、雇用創出という大きな貢献を果たし続けねばなりません。それには、各省庁の推奨する案件を始め、本件EA21など『環境と経営』を融合させた全く新しい事業形態、つまりはイノベーションが不可欠であり、官民の両輪がうまくバランスを保ち、事業を加速発展させ、より共益性と公益性の強い新たな経営が我々には求められているように思われます。そこで弊社は、本件EA21の環境経営に強く共感共鳴し、今回賛同させて頂く事となりました。とは申しまして、弊社は地方の一中小企業に過ぎず、できる事は限られております。

誠に非力ではございますが、社員一同地域社会発展の為、尽力致したい所存でございます。

以上簡単ではございますが、ごあいさつとかえさせて頂きます。



廣間組有限会社
代表取締役社長 西田 静男



取組の対象組織・活動

□ 組織の概要

1. 名称及び代表者名ー 廣間組有限会社 代表取締役社長 西田 静男

2. 所在地ー

【本 社】

〒771-6402

徳島県那賀郡那賀町木頭出原字少ノ木28-1

〔TEL〕 0884-68-2320 〔FAX〕 0884-68-2014

〔mail〕 hiromagumi@tk2.nmt.ne.jp

【倉庫A】

〒771-6511 徳島県那賀町木頭折宇字羽谷51-2

【倉庫B】

〒771-6511 徳島県那賀町木頭折宇字羽谷口2-1



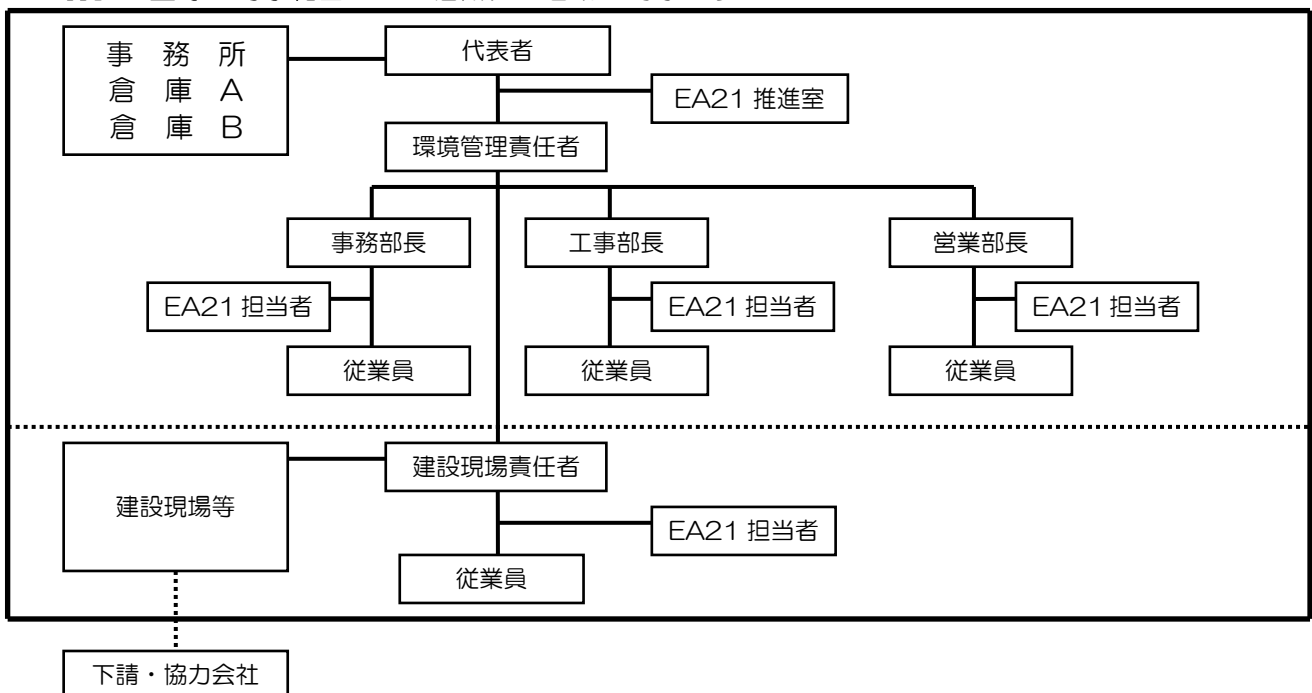
3. 環境管理責任者及び担当者ー 【環境管理責任者】西田 靖人〔mail〕 y-n@hiromagumi.co.jp
【環 境 事 務 局】松本 恭典〔mail〕 y-m@hiromagumi.co.jp

4. 事業内容ー 【特定建設業】土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業
しゅんせつ工事業
【一般建設業】建築工事業、管工事業

5. 事業規模ー	操 業	昭和33年11月22日	設 立	昭和47年 2月 2日
	資本金	3500万円	完工高	40400万円
	従業員数	17名	事業所床面積	70m2

6. 事業年度ー 8月～9月

□ 認証・登録の対象範囲ー 全組織、全活動を対象とする





環境方針

□ 基本理念 —philosophy—

廣間組有限会社は、当社の事業活動に伴う地球環境への負荷に対し正しい知識を備え、これを最大限に活かす意識と知恵を持って、主体的に削減及び低減に取り組み、持続可能な環境経営システムを構築する事で、地球環境の保全と地球環境との共生文化を次世代へ継承し、強く美しい日本社会の実現、さらには国際社会全体におりなす地球環境問題に貢献します。

□ 基本方針 —basic policy—

- I. 当社の事業活動及び製品・サービスに関わる地球環境への負荷と影響を常時認識し、社員全員で環境経営に取り組み、地球環境への負荷を低減・削減する事に努めます。
- II. 当社の事業活動及び製品・サービスに関わる環境関連の法令、徳島県条例、那賀町条例、その他法規を遵守します。
- III. 当社の事業活動及び製品・サービスに関わる環境影響について、以下の項目を環境管理重点テーマとして掲げ、この削減及び低減に取り組みます。
 - ①二酸化炭素排出量(電力使用量、ガソリン、軽油、灯油等石油系燃料使用量の削減)
 - ②水資源使用量(排水量)の削減
 - ③廃棄物の削減及びリサイクルの推進
 - ④事務所紙資源の削減及びリサイクルの推進
 - ⑤事務所周辺の清掃及び地域貢献活動(ボランティア)の推進
 - ⑥グリーン購入の推進
 - ⑦環境配慮商品・サービスの提供並びに施工の推進

□ 行動指針 —Standards of Conduct—

- 一. 私達は、常に基本理念に基づき行動し、基本方針に沿った事業活動を行います
- 二. 私達は、常に地域社会の一員である事を自覚し、一人々が責任を持った行動をします
- 三. 私達は、常に学び向上し、時代に通用する人材の育成と自己開発に努めます
- 四. 私達は、常に事業活動の改善を心掛け、より良い環境経営を目指します
- 五. 私達は、常に個人を尊重し、他者に敬意を払い、謙虚な姿勢で仕事に取り組みます

上記の方針達成と環境経営活動を推進する為に、PDCAサイクルによるスパイラルアップを仕組み付け、激変する社会ニーズや地球環境に対し、柔軟かつ迅速に対応する事のできる環境経営システムを構築し、これを維持発展させ続けます。

また、本環境方針は全従業員及び取引先に周知すると共に環境活動レポート等で社外へも公表致します。

制定日: 平成 22 年 8 月 31 日

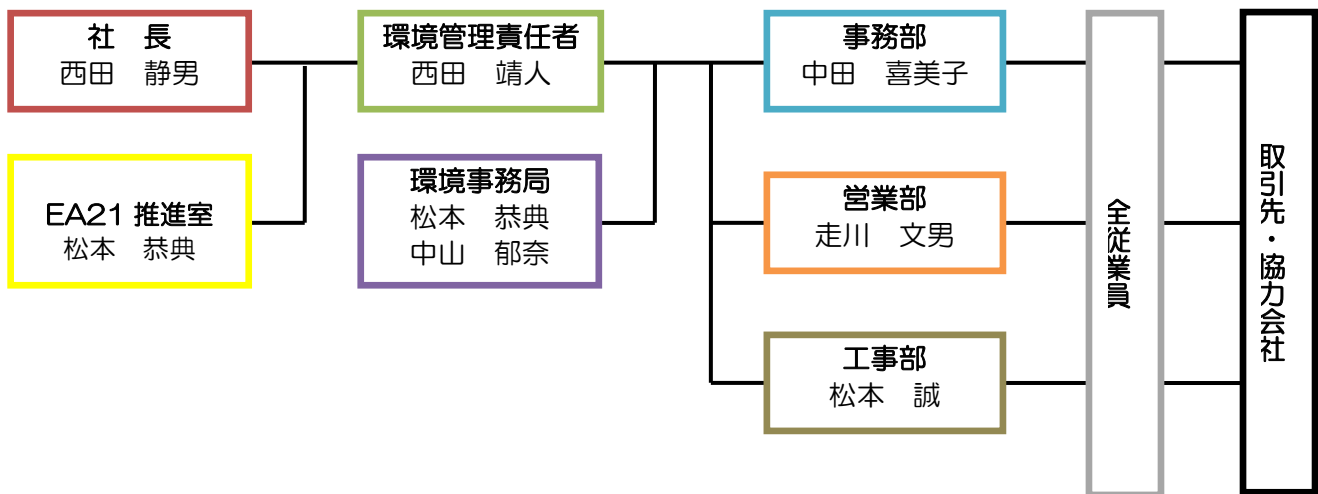
改訂日: 平成 24 年 8 月 31 日

廣間組有限会社

代表取締役社長 西田 静男



環境経営システム実施体制図



役職	氏名	役割・責任・権限
社 長	西田 静男	- 環境経営に関する統括責任 - EMS の実施及び管理に必要な人、設備、費用、時間・技術者を用意 - 環境管理責任者を任命 - 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 - 環境目標の設定を承認 - 代表者による全体の評価と見直しを実施
EA21 推進室	松本 恭典	- EA21 推進会議を開催し、管理・運営を行う - 内外部とのコミュニケーションを組織で共有し、EMS のスパイラルアップの定着化を推進 - EA21 推進会議記録の作成と周知および保管
環境管理責任者	西田 靖人	- EMS を構築し、実施および管理を行う - 法規制等の要求事項登録簿を承認、及び遵守チェック - 環境活動実施計画書を承認 - 環境活動の取組結果を代表者へ報告
環境事務局	松本 恭典 中山 郁奈	- 環境管理責任者の補佐 - 環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 「環境関連法規等チェックリスト」の作成、及び遵守チェック - 環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 - 環境活動実施計画の実績集計 - 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
部門長	(事務部) 中田 喜美子	- 自部門における EMS の実施 - 自部門における環境方針の周知 - 自部門の従業員に対する教育訓練の実施
	(営業部) 走川 文男	- 自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 - 特定された項目の手順書作成及び運用管理
	(工事部) 松本 誠	- 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成及びテスト・訓練・記録 - 自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	各 自	- 環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 - 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加



環境目標〈中長期目標〉

事務所						
項 目	単 位	平成 21 年度 実 績 (H21.9~H22.8)	平成 22 年度 目 標 (1%削減)	平成 23 年度 目 標 (2%削減)	平成 24 年度 目 標 (3%削減)	平成 25 年度 目 標 (4%削減)
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2/年	43989.5	43549.6	43109.7	42669.8	42229.9
2. 電気使用量の削減	MJ/年	123484.5	122249.7	121014.8	119780.0	118545.1
3. 燃料使用量の削減	MJ/年	584569.9	578724.2	572878.5	567032.8	561187.1
4. 水使用量の削減	m3/年	178.0	176.2	174.4	172.7	170.9
5. 一般廃棄物の削減	t/年	18.6	18.4	18.2	18.0	17.9
6. 事務用紙使用量の削減	枚/年	41688.0	41271.0	40854.0	40437.0	40020.5
7. 事務所周辺の清掃等 社会貢献活動の推進	回/年	4	4	4	4	4
8. グリーン購入の推進	品/年	2	3	4	5	6

※ 項目 1～6 については、平成 21 年度の実績を基準とし、その実績から

22 年度は 1%削減、23 年度までに 2%、24 年度までに 3%、25 年度までに 4%の削減を目標とする。

※ 電力の CO2 換算係数として 0.378kg-CO2/kWh を用いた。

現 場						
項 目	単 位	平成 21 年度 実 績 (H21.9~H22.8)	平成 22 年度 目 標 (1%削減)	平成 23 年度 目 標 (2%削減)	平成 24 年度 目 標 (3%削減)	平成 25 年度 目 標 (4%削減)
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2/年	272998.7	270268.7	267538.7	264808.7	262078.8
2. 燃料使用量の削減	MJ/年	3997355.6	3957382.0	3917408.5	3877434.9	3837461.4
3. 産業廃棄物の削減 (リサイクル率の向上)	%/年	100	100	100	100	100
4. 事務所周辺の清掃等 社会貢献活動の推進	回/年	4	4	4	4	4
5. 環境配慮商品・サービスの 提供並びに施工の推進	%/年	100	100	100	100	100

※ 項目 1～2 については、平成 21 年度の実績を基準とし、その実績から

22 年度は 1%削減、23 年度までに 2%、24 年度までに 3%、25 年度までに 4%の削減を目標とする。

※ 現場においては、電気・水の使用および文具の調達無し。



環境目標とその実績〈平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月〉

事務所						
項 目	単 位	H21 実績 (H21.9～H22.8)	年間目標 (2%削減)	年間実績 (H23.9～H24.8)	数値達成率	工事高比率
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2/年	43989.5	43109.7	38853.4	111.0%	102.0%
2. 電気使用量の削減	MJ/年	123484.5	121014.8	99204.4	122.0%	112.1%
3. 燃料使用量の削減	MJ/年	584569.9	572878.5	521998.1	109.7%	100.9%
4. 水使用量の削減	m3/年	178.0	174.4	118.0	147.8%	135.8%
5. 一般廃棄物の削減	t/年	18.6	18.2	9.9	183.8%	168.9%
6. 事務用紙使用量の削減	枚/年	41688.0	40854.0	35962.0	113.6%	104.4%
7. 事務所周辺の清掃等 社会貢献活動の推進	回/年	4.0	4.0	4.0	100.0%	100.0%
8. グリーン購入の推進	品/年	2.0	3.0	3.0	100.0%	100.0%

※ 項目 1～6 における年間目標は、H21 年度の値から 2%削減とした。

※ 電力の CO2 換算係数として 0.378kg-CO2/kWh を用いた。

【上記目標に対する評価・総括】

全項目において、数値達成率及び工事高比率とも目標を達成できている。
今後も目標を達成する為により一層の工夫と意識を持って取り組んでいきたい。

現 場						
項 目	単 位	H21 実績 (H21.9～H22.8)	年間目標 (2%削減)	年間実績 (H23.9～H24.8)	数値達成率	工事高比率
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2/年	272998.7	267538.7	268235.0	99.7%	91.7%
2. 燃料使用量の削減	MJ/年	3997355.6	3917408.5	3918364.0	99.9%	91.9%
3. 産業廃棄物の削減 (リサイクル率の向上)	%/年	100	100	100	100.0%	100.0%
4. 事務所周辺の清掃等 社会貢献活動の推進	回/年	4	4	4	100.0%	100.0%
5. 環境配慮商品・サービスの 提供並びに施工の推進	%/年	100	100	100	100.0%	100.0%

※ 項目 1～2 における年間目標は、H21 年度の値から 2%削減とした。

※ 現場においては、電気・水の使用および文具の調達無し。

【上記目標に対する評価・総括】

事務所同様ほぼ達成できている。
目標数値には届かなかったものもあるが、順調に削減できているので、今後もより一層の工夫と意識を持って取り組んでいきたい。



環境活動計画の内容・取組み結果の評価 〈平成23年9月～平成24年8月〉

取組み計画	区分	達成状況	取組み結果の評価	今後の取組
■電力使用量の削減 ・エアコンの温度設定(夏下限 28℃) ・エアコンの温度設定(冬上限 20℃) ・照明機器・冷暖房機・窓の掃除 ・不要時・不必要な場所の消灯	事務所	目標： 121014.8 実績： 99204.4 数値達成率： 122.0% 工事高比率： 112.1%	数値、工事高ともに達成できた。一人一人が精力的に取り組んだ成果である。	今後は、省エネ型照明器具の購入を検討し電力使用量をさらに削減していきたい。
■自動車燃料の削減 ・エコドライブ10の周知徹底 ・乗り合わせの励行 ・自主点検の徹底 ・不要時のエンジン停止	事務所	目標： 572878.5 実績： 521998.1 数値達成率： 109.7% 工事高比率： 100.9%	数値、工事高ともに達成できた。社有車を1台エコカーに買い替えた事も大きいと思われる。	社有車を買換える際は、エコカーや電気自動車等の低燃費・低排出ガス型の購入を検討していく。
	現場	目標： 3917408.5 実績： 3918364.0 数値達成率： 99.9% 工事高比率： 91.9%	順調に削減できている。一部で不要時のエンジン停止の徹底がされていない現場もあった。	環境教育にて指導するとともに、社内パトロール時にも注意を呼びかけていく。
■上水使用量の削減 ・節水の励行、呼びかけ ・節水啓発ポスターの掲示	事務所	目標： 174.4 実績： 118.0 数値達成率： 147.8% 工事高比率： 135.8%	数値、工事高ともに達成できた。啓発ポスターを掲示した事で自然と意識の高揚に繋がった。	今後も、節水の励行と呼びかけを継続し、啓発ポスター等の工夫も行っていく。
■一般廃棄物の削減 ・社内での再使用の推進 ・配布資料の削減 ・裏紙の使用	事務所	目標： 18.2 実績： 9.9 数値達成率： 183.8% 工事高比率： 168.9%	数値、工事高ともに達成できた。一人一人が精力的に取り組んだ成果である。	今後もさらに工夫し一般廃棄物の削減を推進していきたい。
■産業廃棄物の削減 (リサイクル率の向上) ・廃棄物を同一種類で纏めて処理 ・リサイクル可能な処理業者の選定	現場	目標： 100.0 実績： 100.0 数値達成率： 100.0% 工事高比率： 100.0%	達成できている。工事現場で発生した根株等は破砕し、チップ材として建設現場に再利用した。	今後も再利用を心掛け、法規制等に注意し産業廃棄物管理手順書を基に取り組んでいきたい。
■事務用紙使用量の削減 ・配布資料の削減 ・裏紙の使用 ・プリントミスの削減 ・節紙啓発ポスターの掲示	事務所	目標： 40854.0 実績： 35962.0 数値達成率： 113.6% 工事高比率： 104.4%	数値、工事高ともに達成できた。啓発ポスターを掲示した事で自然と意識の高揚に繋がった。	今後も継続し使用量そのものの削減を行うと伴に、プリントミスの削減、裏紙の使用を徹底していきたい。
■事務所周辺の清掃等社会貢献 ・事務所周辺の清掃活動 ・ロードアドプト事業 ・ごみゼロキャンペーンへの参加	事務所	目標： 4.0 実績： 4.0 数値達成率： 100.0% 工事高比率： 100.0%	達成できている。計画通り行えたが、参加人数が少なかった。	今後は自社も含めたより多くの人が活動に参加できるように社内や地域との連携を強め、活動をより効果的に発展させていきたい。
■グリーン購入の推進 ・エコラベル商品の優先購入	事務所	目標： 3.0 実績： 3.0 数値達成率： 100.0% 工事高比率： 100.0%	達成できている。まだ在庫分があり購入できないものがあるが、今後はさらに拡充の見込み。	今後もグリーン購入手順書を基に事務所でのグリーン購入を拡充していきたい。
■環境配慮商品・サービスの提供並びに施工の推進 ・設計・使用段階での提案 ・施工段階での提案・施工	現場	目標： 100.0 実績： 100.0 数値達成率： 100.0% 工事高比率： 100.0%	達成できている。工事看板、防護柵に間伐材を再利用し、型枠は県産木材を使用する等、随所に環境配慮施工が見られた。	今後も、間伐材や県産材を使用した新たな施工方法を積極的に提案し推進していきたい。



環境活動の紹介とご案内〈共通〉

区 分	油流出事故対応訓練	
実 施 日	平成23年12月	
参 加 人 数	17名（全従業員）	
内 容	那賀川にてオイルフェンスの設置・撤去の訓練を行った。	

	区 分	ロードアプト事業
	実 施 日	平成24年2月
	参 加 人 数	6名
	内 容	那賀町国道195号線にて、道路清掃を行った。

区 分	産業廃棄物処理業者視察	
実 施 日	平成24年5月	
参 加 人 数	1名（環境事務局）	
内 容	産業廃棄物処理業者に出向し、処分状況及び管理状況の視察を行った。	

	区 分	環境教育
	実 施 日	平成24年6月
	参 加 人 数	17名（全従業員）
	内 容	環境経営の意義、目的及び効果、取組概要について説明を行った。



環境活動の紹介とご案内〈事務所〉

区 分	二酸化炭素排出量、燃料使用の削減	
実 施 日	平成24年4月	
内 容	社有車買い換えの際、エコカーを購入。初期購入費用に加え中長期費用の削減にも繋がる見込み。 従来平均燃費＝14km/L エコカー燃費＝25km/L	

	区 分	電力使用量の削減
	実 施 日	平成23年11月
	内 容	電源スイッチのゾーニングを行い、節電啓発ポスターを設置。

区 分	水資源使用（排出量）の削減	
実 施 日	平成24年1月	
内 容	蛇口周りに節水ラベル及び節水啓発ポスターを設置。	

	区 分	紙資源の削減及びリサイクル推進
	実 施 日	平成24年3月
	内 容	紙使用削減ラベル、裏紙BOX、裏紙励行啓発ポスターを設置。



環境活動の紹介とご案内〈現 場〉

区 分	環境配慮施工の推進（設計段階）	
実 施 日	平成23年9月	
工 事 種 類	林道開設工事	
内 容	道路擁壁に補強土壁工法を採用し、現場発生土の再利用と壁面緑化による景観性向上、地球環境への配慮を行った。	

	区 分	産業廃棄物再資源化率の向上
	実 施 日	平成23年11月
	工 事 種 類	林道開設工事
	内 容	現場で発生した根株は搬出せず、現場で再利用する為、チップ処理を行い、補強土壁の前面等に敷設を行った。

区 分	環境配慮施工の推進（提案）	
実 施 日	平成24年1月	
工 事 種 類	林道開設工事	
内 容	従来の落石プロテクト板の代替品として伐採木の残材を再利用する提案を行い、現場で加工し施工を行った。	

	区 分	県産木材の使用推進
	実 施 日	平成24年3月
	工 事 種 類	林道開設工事
	内 容	丸太伏工に県産木材を使用し、切土法面の保護を行った。



環境関連法規制等取りまとめ表

環境関連法規制等の遵守状況定期評価の結果、環境関連法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって関係当局からの指摘違反等もありませんでした。

区分	法令又は条例	法律	条例	規制内容（概要）	遵守評価		
					社長	環境管理責任者	環境事務局
環境一般	環境基本法 制定 S 5 年法律第 91 号 改訂 H24 年 6 月 27 日法律第 47 号	○		■事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。 ■製品が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する。再生資源等を利用する。 ■国又は地方公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力する。	○	○	○
	グリーン購入法 制定 H12 年法律第 100 号 改訂 H15 年 7 月 16 日法律第 119 号	○		■できる限り環境物品を選択する。	○	○	○
	地球温暖化対策推進に関する法律 制定 H10 年法律第 117 号 改訂 H23 年 6 月 24 日法律第 74 号	○		■事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制の為に措置を講ずるように努める。また、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力する。	○	○	○
	環境配慮事業促進法 制定 H16 年法律第 77 号 改訂 H17 年 7 月 26 日法律第 87 号	○		■事業者は事業活動に係る環境情報の提供に努める。	○	○	○
廃棄物	廃棄物処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物） 制定 S45 年法律第 137 号 改訂 H24 年 8 月 1 日法律第 53 号	○		■委託契約の締結、許可証の確認。 ■産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務。 ■マニフェストの交付と5年間の保存義務。 ■B2,D 票交付から 90 日以内(特別管理産業廃棄物は 60 日以内) E 票 180 日以内に送付されない場合は 30 日以内に都道府県知事に報告。 ■前年度マニフェスト交付実績を次年度 6 月末までに県に報告する。 ■産業廃棄物の処分委託先の処理状況に関する確認をする。	○	○	○
	廃棄物処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物）	○		■野外焼却の禁止。 ■積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生の防止、保管場所の掲示。	○	○	○
	廃棄物処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物）	○		■燃やすゴミ、燃やさないゴミ、かん、ペットボトル、プラスチック等分別排出。	○	○	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 制定 H12 年法律第 104 号 改訂 H23 年 8 月 30 日法律第 105 号	○		■対象工事 解体工事 80 m²以上、建築物の新築・増築工事 500 m²以上 建築物の修繕・模様替工事 1 億円以上、土木工事 500 万円以上 ■分別解体、再資源化の促進 ■発注者への書面による計画等説明、工事を事前に都道府県知事に届出(7 日前まで)完了報告	○	○	○
	特定家庭用機器再商品化法 制定 H10 年法律第 97 号 改訂 H23 年 6 月 24 日法律第 74 号	○		（家電リサイクル法） ■特定家庭用機器（エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機）の適正処分	○	○	○
水質汚濁	浄化槽法 制定 S58 年法律第 43 号 改訂 H23 年 12 月 14 日法律第 122 号	○		■浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排水禁止	○	○	○



区分	法令又は条例	法律	条例	規制内容（概要）	遵守評価		
					社長	環境管理責任者	環境事務局
大気汚染	大気汚染防止法 制定 S43 年法律第 97 号 改訂 H23 年 8 月 30 日法律第 105 号	○		石綿除去工事 ■特別粉じん排出等作業実施届書 レベル 1、2 は作業開始前 1 4 日までに都道府県知事に届け出る ■飛散防止方法等作業計画 ■掲示板の設置。	○	○	○
	労働安全衛生法 （石綿予防規則） 制定 H17 年厚生労働省令第 21 号 改訂 H23 年 7 月 1 日厚生省令第 83 号	○		石綿除去工事 ■吹き付け石綿除去作業、封じ込め作業等 労働基準監督署へ計画届けを 1 4 日前までに届出 ■石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材作業等 労働基準監督署へ作業届けを着工日前までに届出 ■事前調査、作業計画、湿潤化、保護具の使用	○	○	○
	特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律 （オフロード法） 制定 H17 年法律第 51 号 改訂 H17 年 5 月 25 日法律第 51 号	○		■平成 18 年 10 月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ■国土交通省直轄工事 平成 3 年より排ガス対策型建設機械使用の原則	○	○	○
騒音・振動	騒音規制法 制定 S43 年法律第 98 号 改訂 H23 年 12 月 14 日法律第 122 号	○		■都道府県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除く） ②さく岩機 ③空気圧縮機 定格出力 15 k w 以上 ④バックホー 定格出力 80 k w 以上 ⑤トラクターショベル 定格出力 70 k w 以上 ⑥ブルドーザー 定格出力 40 k w 以上 ■着工 7 日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界 85db 以下 （ただし作業時間、期間の規定あり）	○	○	○
	振動規制法 制定 S51 年法律第 64 号 改訂 H23 年 12 月 14 日法律第 122 号	○		■都道府県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除く） ②鋼球を使用する破壊作業 ③舗装版破砕機を使用する作業 ④ブレイカー（手持ち式は除く）作業 ■着工 7 日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界 75db 以下 （ただし作業時間、期間の規定あり）	○	○	○
県条例	徳島県地球温暖化対策 推進条例 制定 H20 年 10 月 24 日条例第 44 号 改訂 H22 年 1 月 29 日条例第 44 号		○	■二酸化炭素排出量の県への報告	○	○	○
	徳島県生活環境保全条例 制定 H17 年 3 月 30 日条例第 24 号		○	■騒音発生施設の設置届	○	○	○
町条例	那賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 制定 H17 年 3 月 1 日条例第 137 号		○	■事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理する ■事業系一般廃棄物の排出を抑制し再生利用を促進し減量に努める ■物の製造、加工、販売等に際して、その製品等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になる事のないようにする ■廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し町の施策に協力する	○	○	○
	那賀町景観条例 制定 H18 年 12 月 20 日条例第 31 号		○	■事業活動に対し良好な景観の形成に寄与するよう努める ■町が実施する景観の形成に関する施策に協力するよう努める	○	○	○



代表者による全体評価と見直しの結果

対象	変更の有無	評 価
環境方針	☐ 有 / ☒ 無	社員全員に浸透してきつつある。今後も環境方針は変えず取り組んでいくが、目標はあくまで目標であり、達成できたとしても『常に今が最低』という意識で取り組まなければならない。また、あまり数値にとらわれ過ぎず、『何の為にやっているのか…?』という本来の目的を見失わないよう、常に基本理念に立ち返る事を心掛け、より良い環境経営を目指すようにする。
目標・計画	☐ 有 / ☒ 無	次年度はさらに目標数値が上がり達成が難しくなるが、目標に向かって活動を推進し、困難を成長で乗り越えられるよう社員全員で今後も取り組んでいきたい。
その他	☐ 有 / ☒ 無	今後も外内部のコミュニケーションを大事にして、これからの環境経営をより効果的で効率的なものへと発展できるよう全員が心掛けるようにしたい。

～ 全体総括（平成23年9月～平成24年8月）～

社員意識・教育ともに向上してきている。今後は、営業戦略・投資等の分野も視野に入れ活動を行っていききたい。また、今年度は社員全員で精力的に活動を行った結果、ほぼ全ての部門で目標値を達成できたので大変満足している。しかし、我々のエコアクションとは『環境への恩返し』に他ならず、数値を達成できたからといって終わるものではなく、この地球で生きている限り、この地域で事業を行っていく限り、終わる事のない永遠のアクションである。今後も弊社は、環境方針に基づいた理念と行動で、責任ある事業活動を展開し、より良い地域社会と地球環境の保全に貢献していききたい。

廣間組有限会社 代表取締役社長 西田 静男